



公益社団法人 横浜歴史資産調査会 発行 日々の暮らしと横浜の歴史資産を一步近づける

ヨコハマヘリテイジスタイル



黄昏の234番館（横浜市認定歴史的建造物） マンション予定地を市が取得して保存

< 横浜山手はみんなの宝 >

1859(安政6)年の開港を機に外国人の住居として発展してきた山手地区は、港を見下ろす丘の上に位置しています。西洋館、斜面緑地、ブラフ積みと呼ばれる石積み等、当時からの遺構が豊富に息づいている歴史地区であります。関東大震災で大部分の外国人住宅は倒壊してしまいました。そのため現在見られる多くの西洋建築は、その後に建設されたものですが、当時の地割を生かして建てられていることもあり、山手の品格を損なうことなく歴史的風致を形成しています。特に尾根筋を貫く道路沿いに質の高い洋風建築、教会堂、学校建築等が連なり、洒落た雰囲気にも包まれた町並み景観が展開します。

横浜市では、1988(昭和63)年から「歴史を生かしたまちづくり要綱」や「文化財保護条例」を基に山手地区の歴史的資産の保全を推進しております。都市計画サイドでは、先の要綱に基づき歴史的建造物の現況調査実施後に登録、認定を行うとともに取得、復原、修理事業を行っています。また、文化財サイドでは、市文化財保護条例に基づき調査や修理等を行い、歴史的資産保全の両輪となり効力を発揮して来たのです。その成果は、ベーリック・ホール含む7棟の西洋館の取得、保存、活用や周辺環境整備に至っています。

今日、開港都市である函館、神戸、長崎では、国の重要伝統的建造物群保存制度を積極的に導入し、西洋館を始めとした伝統的建造物群等を保存しています。横浜市は、昭和59～60年度に山手の東部と西部地区を対象にして「伝統的建造物群保存対策調査」を行い保存地区への道を探りましたが、時期早尚として保存地区を断念しています。その後平成22年度と24年度に当公益社団法人横浜歴史資産調査会では文化庁の補助のもと、昭和59～60年度に横浜市が行った調査地区の再調査を実施しました。その結果、大部分の西洋館等の伝統的建造物群が健在であることを再確認いたしております。

わが国の宝である山手の伝統的建造物群等を市民、行政、専門家等の皆さんで力を合わせて後世に伝え残して参りましょう。

(写真と文 常務理事 米山淳一)

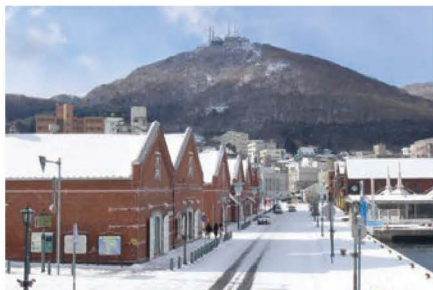
<開港都市の町並み保存地区>

1858(安政5)年の日米通商条約により翌年に函館(箱館)、横浜、神戸、長崎、新潟が開港の地となりました。今も函館市、神戸市、長崎市ではかつての居留地を中心に伝統的建造物や周辺の優れた環境が一体となった独自の歴史的風致が形成され、市民と行政等が力を合わせて、市指定の伝統的建造物群保存地区になっています。さらに国がこれらの優れた伝統的建造物群保存地区を選定し重要伝統的建造物群保存地区としているのです。

重要伝統的建造物群保存地区制度は、1975(昭和50)年に「文化財保護法」の一部を改正して設けられた新制度で保存は点から面へと発展。現在、白川(郷荻町や川越蔵の町並み等)、全国で118地区がこの保存地区に選定されています。重要伝統的建造物群保存地区内では、国、県、市町村から所有者への補助金により伝統的建造物、門扉や塀等の工作物、樹木等の環境物件の修理、修景を推進し、集落や町並み景観が整備されています。その効果は、住環境の保全をもたらすとともにシビックプライドの醸成に効力を発揮。さらに観光資源となって地域に活力を生み、地域振興にも寄与しているのです。今回は、この制度のダイナミズムを開港都市で体感してみましょう。



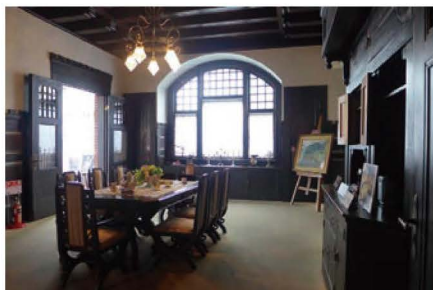
旧函館区公会堂(国重要文化財)



金森倉庫群



神戸市北野町山本通の西洋館街並み



風見鶏の館・旧トーマス邸(国重要文化財)

◎函館市元町末広町

北海道唯一の重要伝統的建造物群保存地区が函館市の標記の2地区です。元町は函館山の麓に位置し、その名のとおおり箱館奉行所が最初に置かれた基坂界隈でかつての函館の中心。現在は、旧函館区公会堂や旧英国領事館、函館ハリストス正教会復活聖堂、相馬家住宅他西洋建築や近代和風住宅が連なっています。一方、末広町は、港に面した地区で赤レンガの金森倉庫群や明治館、一階が和風、二階が洋風の町家が息づく商業地です。伝統的建造物の修理が進み美しい町並みが甦っています。

約20年前に北海道新幹線が函館に来ることが決まった時には東京のマンション業者がこぞって進出。市民団体である函館元町倶楽部や函館市がタッグを組み立ち向かい、阻止活動を行いました。重伝建地区は静かな住宅地でもあります。その優れた景観や空間は自然と観光資源にもなっています。函館市民や来訪者に人気の「バル街」は伝統的建造物を活用した店舗を巡る飲食イベントとして定着しています。伝統的建造物群は、まさに市民の誇りなのです。

※伝統的建造物：建築物 63件、工作物 12件 環境物件：25件	伝建条例制定：昭和63年 3月31日 保存地区決定：昭和63年12月19日 保存計画決定：昭和63年12月19日
-------------------------------------	--

◎神戸市北野町山本通

横浜と並び国際貿易港として繁栄した神戸は、外国人居留地が発達していました。貿易商が港の事業所に通う外国人の住宅地に当たる地区が北野山本通り界隈です。ちょうど六甲山の麓に位置する急な斜面地をひな壇状態整備して住宅街が誕生しています。港と北野山本通の間には、「トアロード」と呼ばれる一直線の道路が設けられ、外国人は、スムーズに行き来ができたのです。

北野山本通り界隈には、今も当時の貿易商の邸宅である西洋館が保存され当時の面影を伝えています。山本通り沿いには明治期建造のシュウエケ邸などの西洋館が並び、町並み景観を形成しているのもこの保存地区の特徴です。山本通のさらに上段地区には、多くの西洋館が点在していますが、中でも有名なのが風見鶏の館の愛称で親しまれている旧トーマス邸(国重要文化財)です。NHK朝の連続ドラマにも登場した邸宅で、現在は神戸市が所有し、有料で公開しています。木造の西洋館群は、阪神大震災でも大きな損傷もなく健在で、豊かな斜面緑地とともに心地良い歴史的風致を維持し、明治期の山手の住宅地として今も息づいているのです。住まい手にも来訪者にも快適空間となっているのです。

※伝統的建造物：建築物 65件、工作物 67件 環境物件(必要物件)：8件	伝建条例制定：昭和53年10月20日 保存地区決定：昭和54年12月27日 保存計画決定：昭和55年 1月21日
--	--

◎長崎市東山手

長崎と言えばまず頭に浮かぶのがカステラ?オランダ坂?そのオランダ坂があるのが東山手です。長崎湾東岸に隣接する海岸段丘地上にあり港や大浦の商館群が見渡せました。開港当時は、英国をはじめとする領事館が並び、領事館の丘と呼ばれていた。今でも明治期の赤レンガ造り英国領事館(国重要文化財・修理中)や西洋館である山手甲13番館や東山手12番館(国重要文化財)がひな壇上に並び、斜面地の石積みや緑地とともに保全されています。

長崎の西洋館は、回廊が開放的なコロニアルスタイルが良く残っていることが特徴。また、長崎市は、東山手保存地区の道路舗装に天草の軟石を用いるなど歴史的風致の維持に配慮しています。

特筆すべきは、東山手洋風住宅群 7 棟(長崎市指定文化財)です。取り壊し寸前に長崎市が地区ごと取得しました。現在は、まちづくりセンターや古絵葉書展示館などとして一部を公開しています。

※伝統的建造物：建築物 31件、工作物 27件 環境物件：86件	伝建条例制定：平成2年 7月18日 保存地区決定：平成2年10月23日 保存計画決定：平成2年10月23日
-------------------------------------	---

◎長崎市南山手

長崎と言えばまだまだ頭に浮かぶのが、大浦天主堂と旧グラバー邸ではないでしょうか?この2つがあるのが南山手です。東山手の丘と大浦川を挟んで対岸の丘の上一帯が南山手です。大浦天主堂はフランス人神父による教会堂で、我が国最古の江戸後期の教会堂建築です。世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン遺産」の中心的な構成遺産でもあり、禁教期に終止符を打った「告白」の歴史の舞台でもあります。

一方、旧グラバー邸(国重要文化財)や旧リンガー邸他のあるグラバー園も南山手重要伝統的建造物群保存地区内の中心的地区になっています。さらに南山手の西側には、今も住居として使用されている明治期の西洋館がまとまって保存されている地区があります。「どんだん坂」(国登録有形文化財)と呼ばれる急な坂道界隈。バルコニーやベイウインドウを備えたコロニアルスタイルの西洋館等が見事です。いずれも外観が修理され、周辺の工作物である側溝、擁壁樹木等の環境物件とともに南山手の品格を保っているのです。

※伝統的建造物：建築物 41件、工作物 11件 環境物件：193件	伝建条例制定：平成2年 7月18日 保存地区決定：平成2年10月23日 保存計画決定：平成2年10月23日
--------------------------------------	---

※データ出典：「歴史を活かしたまちづくり 重要伝統的建造物群保存地区 109」文化庁文化財部参事官(建造物担当) 平成27年7月1日発行

(写真と文＝米山淳一)



長崎東山手の旧山手12番館(国重要文化財)



旧東山手洋風住宅群は7棟からなる



山手南山手の旧グラバー邸(国重要文化財)



南山手の西洋館の住宅街

<ヨコハマ・ヘリテイジセミナー2019 開港都市の町並み保存のダイナミズム>

開港都市の函館、神戸、長崎から重要伝統的建造物群保存地区の初期の担当者を招き、保存への苦労話や独自の戦略をお話いただきます。合わせて横浜山手の歴史を生かしたまちづくりの将来に亘る方向性を探ります。みなさまぜひお越しください。

日 時 平成31年3月20日水曜日 午後6時30分～8時45分

場 所 横浜市開港記念会館 1階 講堂

資料代 500円 会員300円

お申込み・お問合せは、ヨコハマヘリテイジまで

TEL/FAX: 045-651-1730 E-mail: yh-info@yokohama-heritage.or.jp

講 演

後藤 治(工学院大学理事長・元文化庁文化財調査官)

シンポジウム

パネリスト：妹尾正白(北海道教育大学キャリアセンター函館校副センター長)

浜田有司(神戸市旧宅都市局歴史的建築物・空家空地対策担当部長)

柿森和年(長崎の教会群を世界遺産にする会事務局長)

菅 孝能(山手総合計画研究所代表取締役)

コメンテーター：後藤 治(工学院大学理事長・元文化庁文化財調査官)

コーディネーター：米山淳一 (公益社団法人横浜歴史資産調査会 常務理事)



ベリック・ホール(横浜市認定歴史的建造物)

<2018年度 全国近代化遺産保存活用協議会 呉大会>

前回2018年冬号で報告いたしました標記の通称「全近」に関して、今回は去る11月30日に行われた見学会の様子を紹介いたします。



旧呉鎮守府庁舎(現呉地方総監部庁舎)



呉高専により調査が行われた旧地下作戦室
(旧呉鎮守府司令部地下壕)

1886(明治19)年「海軍条例」が制定され全国の海岸・海面を5海軍区(横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊)に分けて帝国海軍が日本国を守る仕組みが出来上がりました。呉は、横須賀に続き第二海軍区鎮守府を当時の安芸郡呉港に設定し、明治22年に開庁しました。それに伴い港町呉のインフラ整備が急ピッチで始まりました。鎮守府庁舎、港湾設備、鉄道、道路、上水道他に最新の技術が生かされたのです。現在、呉市ではこれらを近代化遺産として位置づけ、自衛隊や関係団体、企業と連携して保存・活用し、呉らしいまちづくりや観光に活用する方向を目指し日本遺産に認定されています。

魅力あふれる呉の近代化遺産群を訪ねてみましょう。

(写真と文＝米山淳一)



旧呉鎮守府長官官舎は
英国風ハーフティンバーの木造建築



豪華なダイニングルーム
壁は金唐紙を使用 設計者＝櫻井小太郎



勇壮な本庄水源は、
水源施設として全国初の国重要文化財

歴史を生かしたまちづくり相談室のご案内

横浜歴史資産調査会(以下、ヨコハマヘリテージ)では、横浜市と連携し、歴史的建造物の保全活用など歴史を生かしたまちづくりに取り組んでおります。

近年、歴史的建造物を取り巻く状況は大きく変化し、所有者の抱える悩みも複雑化・深刻化してきています。こうした状況を少しでも打開すべく、歴史的建造物所有者等を対象に、専門家や関係団体、行政が連携して具体的な対応策について提案していきたいと考え、まちづくり相談室を開設致しております。相談は無料で、どなたでもお申込みいただけますのでお気軽にどうぞ!

相談方法については、ヨコハマヘリテージのホームページに直接入力または相談シートに必要事項をご記入し、郵送、E-mail、FAX 等でお送り下さい。電話・FAX (045-651-1730) による相談も可です。(毎週水曜日)

相談内容例としては、自宅の歴史的価値の有無を調べてほしいとか、建物は残したいが相続の関係で持ち続けることが困難なので良い方法がないか?とか、歴史的建造物の改修を任せられる腕のいい職人を教えてほしい、など歴史的建造物に関わるものであればどのようなことでもOKです。

ご相談の対応については、専門家、ヘリテージ職員、横浜市都市デザイン室職員等が相談内容を検討し、応じることとしています。必要に応じて現地確認や詳細のヒアリング、アドバイザー派遣等をする場合もあります。

ご相談内容の送付は、公益社団法人横浜歴史資産調査会内「歴史を生かしたまちづくり相談室」係まで

〒231-0012 横浜市中区相生町 3-61 泰生ビル 405 号

TEL/FAX: 045-651-1730

E-mail: yh-info@yokohama-heritage.or.jp

ヘリテージにご寄付をお願い致します!

ヨコハマヘリテージでは、横浜をはじめとした国内の歴史的資産の保存活用に向けて、皆様のご寄付をお願いしております。各地に眠っている歴史的資産を地域の宝、日本の宝、世界の宝として、将来に渡り受け継いでいくために、皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

ご寄付を頂いた方には、個人の皆様には所得税等の控除に使える免税証明、法人の皆様には法人税の控除に使える税額控除証明を発行いたします。また、金額に応じた記念品等の贈呈も行っております。

ヨコハマヘリテージは免税団体です

歴史的資産の保存活用を推進するために、皆様のご寄付をお願いしております。ご寄付を頂いた方には、免税証明を発行いたします。確定申告の際に控除となります。

【2018年度 賛助会員・団体会員の皆様】

いつもご支援をありがとうございます

公益財団法人はまぎん産業文化振興財団、相鉄企業株式会社、株式会社三陽物産、株式会社 NENGO、NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボ、NPO 法人横浜シティガイド協会、横浜市中倉山記念館、株式会社 JTB 横浜支店

【ヨコハマヘリテージスタイル 2019早春号】 平成31年2月15日 発行

公益社団法人 横浜歴史資産調査会(ヨコハマヘリテージ) 〒231-0012横浜市中区相生町3-61 泰生ビル405号

TEL/FAX: 045-651-1730 E-mail: yh-info@yokohama-heritage.or.jp